

板橋区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

平成28年4月1日区長決定

一部改正 令和3年7月21日区長決定

一部改正 令和4年6月26日区長決定

一部改正 令和5年8月30日区長決定

一部改正 令和6年12月3日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格をめざす場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の負担軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援することを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

(2) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(3) 合格時給付金

受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(支給対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

(1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発 0930 第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

(2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要で

あると認められる者

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格をめざす講座（通信制講座を含む。）とし、区が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(支給額等)

第5条 給付金の支給額は次に定める額とする。

1 通信制の場合

(1) 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

2 通学又は通学及び通信制併用の場合

(1) 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は25万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、30万円とする。

(事前相談の実施)

第6条 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに受給要件について聴取等を行い、給付対象者であるかどうかを確認するものとする。

- 2 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。
- 3 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。
- 4 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親又は児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようにするものとする。
- 5 受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援プログラムに基づき、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案するものとする。
- 6 当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、東京都母子及び父子福祉資金等の技能習得資金又は修業資金等を紹介するものとする。
- 7 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝えるものとする。

(受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き)

第7条 本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第1号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を受講開始日以前に提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 区長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をするものとする。
- 3 区長は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を別記第2号様式「ひと

り親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定審査結果通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親又は児童に通知するものとする。

4 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票
- (2) 母子・父子自立支援プログラム等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

5 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定するものとする。

6 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認するものとする。

7 対象講座の指定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行うものとする。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの的確な支援を行うものとする。
- (2) 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

(受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等)

第8条 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等については、それぞれ下記に定めるとおりとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 支給申請

受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を受講開始後に、区長に対して、別記第3号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出すること。

イ 支給審査結果の通知

区長は、支給申請書を受理した場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、その決定を行ったときは、別記第4号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講開始時給付金支給審査結果通知書」(以下「受講開始時給付金支給審査結果通知書」という。)により、その旨を申請者に通知するものとする。

ウ 支給申請の期限

受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなけ

ればならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票
- (イ) 母子・父子自立支援プログラム等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (ウ) 受講対象講座指定通知書
- (エ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

オ 支給額の請求

第1号イにより支給決定となり受講開始時給付金支給審査結果通知書を受けた申請者は、決定額を別記第5号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」（以下「請求書」という。）により、区長に請求するものとする。

(2) 受講修了時給付金

ア 支給申請

受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、区長に対して、支給申請書を提出すること。

イ 支給審査結果の通知

区長は、支給申請書を受理した場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、その決定を行ったときは、別記第4号の2様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講修了時給付金支給審査結果通知書」（以下「受講修了時給付金支給審査結果通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

ウ 支給申請の期限

受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票
- (イ) 母子・父子自立支援プログラム等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (ウ) 受講対象講座指定通知書
- (エ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (オ) 受講開始時給付金支給審査結果通知書

オ 支給額の請求

第2号イにより支給決定となり受講修了時給付金支給審査結果通知書を受けた申請者は、決定額を請求書により、区長に請求するものとする。

(3) 合格時給付金

ア 支給申請

合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、区長に対して、支給申請書を提出すること。

イ 支給審査結果の通知

区長は、支給申請書を受理した場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、その決定を行ったときは、別記第4号の3様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業合格時給付金支給審査結果通知書」（以下「合格時給付金支給審査結果通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

ウ 支給申請の期限

合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票

(イ) 母子・父子自立支援プログラム等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(ウ) 受講対象講座指定通知書

(エ) 文部科学省が発行する合格証書

(オ) 受講修了時給付金支給審査結果通知書

オ 支給額の請求

第2号イにより支給決定となり合格時給付金支給審査結果通知書を受けた申請者は、決定額を請求書により、区長に請求するものとする。

(状況の報告等)

第9条 第7条第3項の規定により対象講座の指定を受け受講する者(以下「指定講座受講者」という。)、又は前条第1項第1号イ、第2号イ若しくは第3号イの規定により支給の決定を受けたひとり親家庭の親若しくはその児童(以下「支給決定者」という。)が、第3条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき、又は対象講座の受講をやめたことにより支給要件に該当しなくなったときは別記第6号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受給資格喪失届」を、指定講座受講者、支給決定者又はそれらの世帯を構成する者(扶養親族等の生計を同じくする者を含む。)に異動があったときは別記第7号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業異動届」を、やむを得ない事由があるときを除き、14日以内に、区長に届出

なければならない。

(決定の取消・変更)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定講座受講者または支給決定者から前条の規定に基づく届出を受けたとき、または指定講座受講者または支給決定者が受給要件に該当しなくなったと認めるときは、その講座指定または支給決定を取り消し、又は変更することとし、遅滞なく、その旨を別記第8号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受給資格取消・変更通知書」により当該指定講座受講者または当該支給決定者に通知するものとする。

(1) 指定講座受講者又は支給決定者から前条の規定に基づく届出を受けたとき。

(2) 指定講座受講者又は支給決定者が受給要件に該当しなくなったと区長が認めるとき。

(3) 支給決定者が偽りその他不正の手段により受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けたとき。

(給付金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により支給決定を取り消し、又は変更した場合において、支給した受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金に過払いが生じた場合は、過払いの額に相当する額をその者から返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に必要な事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年6月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行前の様式により使用された申請書その他の書類は、改正後の要綱の相当様式によるものとみなす。

3 令和4年3月31日までに修了した講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第5条第2号の「40%から受講開始時給付金として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、第5条第3号の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

付 則

1 この要綱は、令和5年8月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行前の様式により使用された申請書その他の書類は、改正後の要綱の相当様式によるものとみなす。

3 令和5年3月31日までに修了した講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第5条第1項第1号の「40%」を「30%」に、「10万円」を「7万5千円」に、第5条第1項第2号の「50%」を「40%」に、「12万5千円」を「10万円」に、第5条第1項第3号の「10%」を「20%」に、読み替えて支給するものとする。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

2 令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例によるものとする。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先)
板橋区長

申請者氏名

下記の講座について、板橋区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請に係る対象講座の指定のために必要な、板橋区が保有する個人情報の利用に同意します。

記

① 氏名 (申請者)	フリガナ 生年月日	年 月 日 (日生 歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ 生年月日	年 月 日 (日生 歳)
③ 住所	(〒 -)	電話() -
④ 受講施設の名称		
⑤ 講座の名称		
⑥ 受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8	
⑦ 試験を免除できる科目		
⑧ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)	
⑨ 所要費用 (予定)	入学料 _____ 円、受講料 _____ 円、合計額 _____ 円	
⑩ 過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない	
(備考)	受講方法が通学の場合、又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。	

※裏面もご確認ください。

(添付書類)

- 1 申請者(申請者が児童である場合はその親。以下同じ。)及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本
- 2 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- 3 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 4 受講しようとする講座のパンフレット等、講座の内容が分かるもの
- 5 その他、区長が必要と認める書類(要求のあった場合)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)です。
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。(ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度となります。)
 - (2) 受講終了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額)です。(ただし、受講方法が通信制の場合は受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度となります。)
 - (3) また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。(受講開始時給付金及び受講終了時給付金と併せて受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度となります。)
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、その他受講要件に該当しなくなった場合は、第6号様式「受給資格喪失届」を、世帯員の状況等が変わった場合や世帯を構成する者に異動があった場合は第7号様式「異動届」を、事由が発生した日から14日以内に板橋区長あてに提出してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて、支給申請手続きを行うことが必要です(①受講開始時給付金の場合は、受講開始日から起算して30日以内、②受講終了時給付金の場合は、受講終了日から起算して30日以内、③合格時給付金の場合は、合格証書に記載されている期日から起算して40日以内)。講座の指定を受けたことによって、支給されることが決定したわけではありませんので、ご注意ください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定審査結果通知書

様

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年	月	日生 歳)
			(
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年	月	日生 歳)
			(
③住所	(〒 -)			電話()	
				-	
④受講施設の名称					
⑤講座の名称					
⑥受講科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
⑦試験を免除できる科目					
⑧受講期間	年 月 日 ~		年 月 日		
	(受講開始日)				
⑨所要費用 (予定)	入学料 _____ 円、受講料 _____ 円、合計額 _____ 円				
⑩指定の可否	可・否 (理由: _____)				

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査を行ったところ、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

板橋区長

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額（ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度となります。）
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（ただし、受講方法が通信制の場合は受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度となります。）
 - (3) また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度となります。）
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、その他受講要件に該当しなくなった場合は、第6号様式「受給資格喪失届」を、世帯員の状況等が変わった場合や世帯を構成する者に異動があった場合は第7号様式「異動届」を、事由が発生した日から14日以内に板橋区長あてに提出してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて、支給申請手続きを行うことが必要です（①受講開始時給付金の場合は、受講開始日から起算して30日以内、②受講修了時給付金の場合は、受講修了日から起算して30日以内、③合格時給付金の場合は、合格証書に記載されている期日から起算して40日以内）。講座の指定を受けたことによって、支給されることが決定したわけではありませんので、ご注意ください。
- 7 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 8 上記7の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 9 上記7の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(添付書類)

下記1～4については、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金支給申請時のいずれの場合にも添付してください。5については、受講開始時給付金支給申請時に、6、7については、受講修了時給付金の支給申請時に、8、9については、合格時給付金支給申請時に添付してください。

- 1 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- 3 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 4 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定審査結果通知書（第2号様式）の写し
- 5 指定講座の入学料及び授業料の領収書
- 6 受講修了証明書
- 7 受講開始時給付金支給審査結果通知書
- 8 文部科学省が発行する合格証書の写し
- 9 受講修了時給付金支給審査結果通知書
- # その他、区長が必要と認める書類（要求のあった場合）

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
- 5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 6 審査の結果、支給決定となった方は、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」を区長に対して給付金の請求を行う必要があります。
- 7 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、その他受講要件に該当しなくなった場合は、第6号様式「受給資格喪失届」を、世帯員の状況等が変わった場合や世帯を構成する者に異動があった場合は第7号様式「異動届」を、事由が発生した日から14日以内に板橋区長あてに提出してください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講開始時給付金支給審査結果通知書

様

① 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	-----		(歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	-----		(歳)
③ 住所	(〒 -)	電話()	
		-	
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑦ 試験を免除できる科目			
⑧ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨ 所要費用	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
⑩ 支給の可否	可・否 (理由:)		
⑪ 支給決定額	円		
(備考)			

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき、審査の上、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

板橋区長

※裏面をご確認ください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）です。
- 2 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。（ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度となります。）
- 3 支給額は、受講施設から証明された金額により確定した所要経費に基づき算定しました。
- 4 支給決定を受けた方が給付金を受給するためには、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」を提出する必要があります。
- 5 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 6 上記5の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 7 上記5の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講修了時給付金支給審査結果通知書

様

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年	月	日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年	月	日生 (歳)
③住所	(〒 -)			電話()	
				-	
④受講施設の名称					
⑤講座の名称					
⑥受講科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
⑦試験を免除できる科目					
⑧受講期間	年 月 日 ~		年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用	入学料 円、受講料 円、合計額 円				
⑩支給の可否	可・否(理由:)				
⑪支給決定額	円				
(備考)					

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき、審査の上、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

板橋区長

※裏面もご確認ください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）です
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（ただし、受講方法が通信制の場合は受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度となります。）
- 3 支給額は、受講修了後に受講施設から証明された金額により確定した所要経費に基づき算定しました。
- 4 支給決定を受けた方が給付金を受給するためには、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」を提出する必要があります。
- 5 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 6 上記5の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 7 上記5の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 合格時給付金支給審査結果通知書

様

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (生 歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (生 歳)
③住所	(〒 -)		電話() -
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨所要費用	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
⑩支給の可否	可・否 (理由:)		
⑪支給決定額	円		

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき、審査の上、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

板橋区長

※裏面もご確認ください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）です
- 2 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度となります。）
- 3 支給額は、受講修了後に受講施設から証明された金額により確定した所要経費に基づき算定しました。
- 4 支給決定を受けた方が給付金を受給するためには、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」を提出する必要があります。
- 5 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 6 上記5の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 7 上記5の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所

氏名

板橋区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第8条に基づき、支給決定を受けた次の金額を請求します。

給付金の種類 受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金

金 _____ 円

上記に係る板橋区からの支払金について、下記の振込先の口座に振り込むことを依頼します。

振 込 先	金融機関情報				店舗情報			
	銀行 信用金庫 信用組合				支店 出張所			
	金融機関コード(4桁)				支店コード(3桁)			
	預金種別				口座番号			
	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他							
	名義人	カナ						
漢字								

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)

板橋区長

(届出者氏名)

下記のとおり、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受給資格がなくなりましたので届け出ます。

①氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()	
		-	
③受給資格がなくなった理由	ア ひとり親家庭の母・父でなくなったため イ 板橋区内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関での修業をとりやめたため エ その他 ()		
④理由が発生した年月日	年 月 日		

※ 添付書類

受給要件に該当しなくなった事実が確認できる書類の写し

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業異動届

年 月 日

(宛先)

板橋区長

(届出者氏名)

私又は私と同一の世帯に属する者に異動があったので下記のとおり、届け出ます。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 () -	
③異動の理由	ア 世帯員の異動 ()		
	イ 区内転居 (旧住所:)		
	ウ その他 ()		
④異動年月日	年 月 日		

※添付書類

受給要件に異動があった事実が確認できる書類の写し

第 号
年 月 日

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受給資格取消・変更通知書

①氏 名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)	電話 () -	
③通知内容	(1) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金)の受給資格を(取消・変更)します。		
	(2) (取消・変更) 理由 ア ひとり親家庭の母・父でなくなったため イ 板橋区内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関での修業をとりやめたため エ 世帯員の異動があったため () オ 区内転居をしたため (旧住所:) カ その他 ()		

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(受給資格喪失・異動)届等に基づき、上記のとおり決定しましたので通知します。

板橋区長

※裏面もご確認ください。

(注意)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。